

## 浄化槽保守点検業者登録申請について

### 1. 申請書類について

- (1) 浄化槽保守点検業者登録（新規・更新）申請書
- (2) 登録拒否事項に係る誓約書
- (3) 浄化槽管理士の研修受講に係る誓約書
- (4) 保守点検器具明細書
- (5) 営業所ごとの浄化槽保守点検を行おうとする区域を記載した書類
- (6) 申請者の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）又は外国人登録証明書（申請者が法人である場合は、商業登記簿の謄本）
  - ※ 発行から3ヶ月以内のものをご用意ください。
- (7) 器具の保管場所及び保管状態を明らかにした書類及び写真
  - ※ 営業所内における配置場所が分かる略図及び保管状態が分かる写真を添付してください。
- (8) 営業所の位置図
  - ※ 住宅地図の写しで結構ですが、利用する際には著作権者の許諾の可否について確認をお願いします。
- (9) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の免状の写し
  - ※ 申請時には、原本照合を行いますので、必ず原本をお持ち願います。
- (10) 浄化槽管理士が免状の交付を受けてから5年以上を経過した者である場合は、浄化槽法第48条第2項第3号の研修を受講したことを証する書類
  - ※ ただし、令和7年3月31日までは、当該浄化槽管理士が、当該研修を未受講の場合は省略できます。

### 2. 申請及び登録手数料について

- (1) 申請前に、提出書類等の確認をいたしますので、事前に連絡をお願いします。
- (2) 申請時に、登録手数料として32,000円を所定の納付書により納めていただきます。
  - ※ 納付は、市役所内の指定金融機関窓口にてお願いします。

### 3. 登録通知について

後日、営業所及び保守点検器具などを確認するために、立ち入り検査を行い、適正な場合は登録通知を送付します。

### 4. その他

- (1) 浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書
  - 登録内容に変更が生じた際は、変更内容がわかる書類を添付の上、変更の日から30日以内に届出してください。
    - ※ 法人につきましては、商業登記簿の謄本等を添付してください。
- (2) 浄化槽保守点検業廃業等届出書
  - 浄化槽点検業を廃業する時は、廃業した日から30日以内に届出してください。

(3) 浄化槽保守点検業務実績報告書

毎年4月30日までに、前年の4月1日から翌年の3月31日までに相模原市内で行なった業務件数(基数)について報告してください。

( 問合せ先 相模原市下水道料金課  
電話 042-707-1829 (直通) )